

改 正 案	現 行
（無償貸付） 第二条 防衛大臣又はその委任を受けた者（以下「防衛大臣等」という。）は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる物品を無償で貸し付けることができる。 一・二 （略） 三 防衛省において委託する試験、研究及び調査（以下「試験研究等」という。）のために必要な機械器具、印刷物、写真、映写用器材その他これらに準ずる物品（以下「機械器具等」という。）を当該試験研究等を行う者に貸し付けるとき 四 防衛省の委託を受けて試験研究等を行つた学校法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、公益社団法人又は公益財団法人（以下「学校法人等」という。）が、その後引き続き当該試験研究等（当該試験研究等に関連する試験研究等を含む。）を行う場合において、当該試験研究等を促進することを適当と認めて、当該学校法人等に対し、機械器具等を貸し付けるとき 五 （略） （貸付期間） 第三条 前条の規定による物品の貸付期間は、同条第五号の場合及び防衛大臣が特に必要と認める場合を除き、一年を超えないことができる。	（無償貸付） 第二条 防衛大臣又はその委任を受けた者（以下「防衛大臣等」という。）は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる物品を無償で貸し付けることができる。 一・二 （略） 三 防衛省において委託する試験、研究及び調査のために必要な印刷物、写真若しくは映写用器材又は試験、研究若しくは設計に必要な器具器材をその試験、研究又は調査を行う者に貸し付けるとき （新設） 四 （略） （貸付期間） 第三条 前条の規定による物品の貸付期間は、同条第四号の場合及び防衛大臣が特に必要と認める場合を除き、一年を超えないことができる。